

2014年2月18日

内閣府消費者委員会 御中

適格消費者団体特定非営利活動法人  
京都消費者契約ネットワーク

## ◆ 当団体における現在の活動状況について

## 第1 当団体の概要

KCCN は、京都の消費者、消費者団体（NPO 法人コンシューマーズ京都（京都消団連）、欠陥住宅京都ネット、京都府生活協同組合連合会）、消費生活相談員、学者、司法書士、弁護士ら約100名で構成するネットワーク組織です。

KCCN は、消費者団体訴訟制度ができる前の2002年から事業者に対する不当行為中止の申入活動を先駆的に行い、不動産賃貸借の事業者、業界団体、英会話教室業者、冠婚葬祭業者などに不当条項改善の申入を行うなど、事業者団体やの成立に積極的に関与してきました。

2007年12月、KCCN は4番目の適格消費者団体として内閣総理大臣より認定されその後、積極的な差止請求活動を行ってきています。

## 第2 最近の具体的な活動事例

- ・携帯電話の解約料条項使用差止請求
  
- ・冠婚葬祭互助会の解約金条項使用差止請求
  
- ・結婚式場の解約金条項使用差止請求
  
- ・いわゆる健康食品の広告差止請求
  
- ・光回線通信契約の解約料条項使用差止請求（検討段階）

## ◆ 内閣府消費者委員会の活動への要望について

### 第1 団体の支援等に関する要望事項

- 1 特定適格消費者団体の財政について有効な支援策に関するご提言等をいただきますようお願いいたします。

補助金等の支援を受ける諸外国の消費者団体と比較して、我が国の適格消費者団体は極めて厳しい財政状況の中で活動しています。財政・情報など多方面からの支援策を必要としています。

- 2 消費者裁判手続き特例法による新制度における報酬基準の設定につき、消費者被害救済事業を持続可能なものとするご提言等をいただきますようお願いいたします。

差止請求制度は性質上赤字事業でした。新制度では持続可能な報酬基準が設定されることが制度を存続させ、消費者被害救済を実効的なものとするために必要不可欠です。

### 第2 不当景品類及び不当表示防止法の課徴金制度導入等に関する要望事項

- 1 景品表示法の改正による同法への課徴金制度導入につき、早期の実現を促していただきますようお願いいたします。

現在、貴委員会において専門調査会が設置され、景表法に対する課徴金導入のための制度設計に関する検討が開始されておりますが、不当表示による重大かつ広汎な消費者被害の発生・拡大を可及的に抑止するためには、課徴金制度の導入が不可欠であり、早期に実現されることが求められます。

- 2 不当表示の摘発によって納付された課徴金の使途については、適格消費者団体による差止請求、特定適格消費者団体が集団的消費者被害回復のための訴訟制度を遂行するための費用として利用できる制度枠組みにつきご検討いただきますようお願いいたします。

不当表示に対する監視体制を強化するためにも、消費者からの被害情報を直接に受け付けており、いち早く不当表示の存在を認識できる立場にある適格消費者団体・特定適格消費者団体の権限と体制を強化する必要があります。そこで、課徴金の使途として、経済的基盤が極めて脆弱である適格消費者団体・特定適格消費者団体の活動を活性化させることに使用することが望ましいと考えられます。

3 特定事業者による不当表示が存在すると思料する場合に、適格消費者団体等又は一般私人が書面により当該不当表示（特に優良誤認表示）の存在を消費者庁又は都道府県に対して申告した場合に、消費者庁又は都道府県は、一定期間内にこれに対する評価と対応を回答しなければならないとする制度を新設すべきことについてご検討いただきますようお願いいたします。

不当表示の発見についても、適格消費者団体等の力を利用して行われるべきです。したがって、独占禁止法第45条類似の制度として、適格消費者団体や一般私人が不当表示の存在を確信して、これを消費者庁又は地方自治体に対して書面と疎明資料を添えて申告した場合、一定期間内に、これに対する評価と対応を回答しなければならないとする制度の導入が検討されるべきです。

### 第3 食品表示法の消費者団体訴訟制度の活用に関する要望事項

1 適格消費者団体が、国や独立行政法人の検査機関を無償利用できる制度につきご提言等をいただきますようお願いいたします。

食品表示基準違反の表示の発見、立証には、当該食品の検査が不可欠です。国民生活センターやFAMICなどの検査機関を無償で利用できないと、適切な差し止めは困難です。

2 「著しく事実に相違する表示」の基準を制度が活用できる観点で明確にするようご提言等をいただきますようお願いいたします。

差し止めの対象となる「著しく事実に相違する表示」の「著しく」とはいかなる基準が不明確です。差し止め制度は、行政の処分がされない違反表示を対象とすると考えられるところ、「著しく」のハードルが高ければそれらを対象とすることはできません。

3 食品表示法上の差止請求に関し、事業者が合理的根拠を示す資料を提出しない場合は違反があったものとみなす立証責任軽減規定を置くべきことにつきご提言等をいただきますようお願いいたします。

食品表示法上の差止請求では科学的な立証が必要となる事例がありますが、何ら資料をもたない適格消費者団体がこれを立証するのは困難です。他方事業者としては表示した事項について根拠を有しているのが通常であると考えられます。したが

って、合理的根拠を示す資料を提出しない場合には違反があったものとみなして、立証責任の転換を図る規定が設けられるべきです。

#### 4 地方自治体の食品表示部門や警察との連携を進めることにつきご提言等をいただきますようお願いします。

適格消費者団体が収集した情報の提供や、行政処分と差し止め請求の適切な連携など、食品表示の適正化のためには地方自治体の食品表示部門や警察との連携が不可欠です。

#### 5 品質表示基準を見直し、より消費者の安全に配慮し、適正なものとするについてご提言等をいただきますようお願いします。

品質表示基準をそのものについて、外食への適用を含め、あらためて見直し、適正化していく必要性があります。

### 第4 差止請求の立証責任に関する要望事項

#### 1 特定商取引法、景品表示法の差止請求につき、特定商取引法6条の2、景品表示法4条2項（合理的な根拠を示す資料の提出がない場合のみなし規定）に準じた立証責任の転換規定を設けることについてご提言等をいただきますようお願いします。

上記の食品表示法上の差止請求と同様に、これらの法律の差止請求では科学的な立証が必要となる事例がありますが、何ら資料をもたない適格消費者団体がこれを立証するのは困難です。他方事業者としては消費者に対し告げ、または表示した事項について根拠を有しているのが通常であることから、行政処分時の立証責任の転換に準じた規定が設けられるべきです。

### 第5 消費者契約法の実体法改正に関する要望事項

#### 1 消費者契約法の早急な実体法改正につき、今後も積極的な働きかけをお願いします。

不当勧誘・不当条項リストの拡充や9条1号（損害賠償の予定）の立証責任の問題など、早急な実体法改正がさらなる被害救済には不可欠です。